三十六　第百四十六条第三項の規定による確認
三十七　第百四十七条第一項の規定による届出の受理
三十八　第百五十七条の二の規定による書類の回付
三十九　第百五十八条第一項の規定による書面の受理
（厚生労働大臣に対して通知する事項）
第百五十八条の四　法第二百四条第二項の規定により、機構が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行うよう求めるときは、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。
一　厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容
二　厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求める理由
三　その他必要な事項
（法第二百四条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項）
第百五十八条の五　法第二百四条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　厚生労働大臣が法第二百四条第二項に規定する滞納処分等（以下「滞納処分等」という。）を行うこととなる旨
二　機構から当該滞納処分等を引き継いだ年月日
三　機構から引き継ぐ前に当該滞納処分等を分掌していた年金事務所の名称
四　当該滞納処分等の対象となる者の氏名及び住所又は居所
五　当該滞納処分等の対象となる者の事業所の名称及び所在地
六　当該滞納処分等の根拠となる法令
七　滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額
八　その他必要な事項
（法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎ等）
第百五十八条の六　法第二百四条第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限（以下この条において「権限」という。）の全部又は一部を自ら行うこととするときは、機構は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
一　権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
三　その他必要な事項
2　法第二百四条第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
一　権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。
二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。
三　その他必要な事項
（法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請等）
第百五十八条の七　法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所（第一条第二項に規定する選択をした場合にあっては、当該選択をした年金事務所）に対してするものとする。
（法第二百四条の二第一項の厚生労働省令で定める権限）
第百五十八条の八　法第二百四条の二第一項の厚生労働省令で定める権限は、第百五十八条の二第六号から第九号までに掲げる権限とする。
（令第六十三条第一号の厚生労働省令で定める月数）
第百五十八条の九　令第六十三条第一号の厚生労働省令で定める月数は、二十四月とする。
（令第六十三条第三号の厚生労働省令で定める金額）
第百五十八条の十　令第六十三条第三号の厚生労働省令で定める金額は、一億円とする。
（滞納処分等その他の処分の執行状況及びその結果の報告等）
第百五十八条の十一　法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による滞納処分等その他の処分（法第二百四条の二第一項に規定する滞納処分等その他の処分をいう。以下同じ。）の執行の状況及びその結果に関する報告は、六月に一回、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一　財務大臣が行った差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価の件数並びに財産の換価等により徴収した金額
二　その他必要な事項
（財務大臣による通知に関する技術的読替え等）
第百五十八条の十二　法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項の規定により同法第百条の四第五項の規定を準用する場合においては、同項中「厚生労働大臣は」とあるのは「財務大臣は」と、「第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等」とあるのは「健康保険法第二百四条の二第一項の規定により委任された滞納処分等その他の処分」と、「機構」とあるのは「厚生労働大臣」と、「引き継いだ当該滞納処分等」とあるのは「委任を受けた当該滞納処分等その他の処分」と、「厚生労働大臣が」とあるのは「財務大臣が」と、「滞納処分等を」とあるのは「滞納処分等その他の処分を」と読み替えるものとする。
2　法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項の規定において読み替えて準用する同法第百条の四第五項の規定による通知は、法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険同法第百条の五第五項から第七項までの規定による委任が行われる場合には、当該委任を最後に受けた者が、当該委任を受けた後速やかに行うものとする。
（法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項において読み替えて準用する同法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項）
第百五十八条の十三　法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項において読み替えて準用する同法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　財務大臣（法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第五項から第七項までの規定による委任が行われた場合にあっては、当該委任を受けた国税庁長官、国税局長又は税務署長）が滞納処分等その他の処分を行うこととなる旨
二　厚生労働大臣から当該滞納処分等その他の処分の委任を受けた年月日
三　厚生労働大臣から委任を受けた後に当該滞納処分等その他の処分を分掌する財務省（法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第五項から第七項までの規定による委任が行われた場合にあっては、国税庁、国税局又は税務署）の部局の名称
四　当該滞納処分等その他の処分の対象となる者の氏名及び住所又は居所
五　当該滞納処分等その他の処分の対象となる者の事業所の名称及び所在地
六　当該滞納処分等その他の処分の根拠となる法令
七　滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額
八　その他必要な事項
（滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎ等）
第百五十八条の十四　法第二百四条の二第一項の委任に基づき財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行うものとするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
一　滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の全部又は一部を財務大臣に引き継ぐこと。
二　滞納処分等その他の処分の権限に係る事務に関する帳簿及び書類を財務大臣に引き継ぐこと。
三　その他必要な事項